

平成28年度から 税金の納め方が 変わります。

— 税目ごとに納める方式へ —

※この変更は
新たな税負担を
お願いするもの
ではありません。

平成28年度からの納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	4回			●		●		●			●		
固定資産税	4回		▲		▲					▲		▲	
国民健康保険税	9回				■	■	■	■	■	■	■	■	■
軽自動車税	1回		★										

※この変更は
新たな税負担を
お願いするもの
ではありません。

平成28年度から 税金の納め方が変わります。

これまでの税金の納め方は、住民税、固定資産税、国民健康保険税をまとめて納める方式でした。
平成28年度からは、それぞれの税目ごとに納める方式に変更します。各税目の納付回数と納付月が変わりますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶▶▶ 何が変わるの？

税金の納付回数と納付月が変わります

平成27年度までの納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税 固定資産税 国民健康保険税	10回			◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆	◆

▼ 変更

平成28年度からの納付回数と納付月

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	4回			●		●		●			●		
固定資産税	4回		▲		▲					▲		▲	
国民健康保険税	9回				■	■	■	■	■	■	■	■	■

※軽自動車税は、これまでどおり5月末日までに年1回の納付です。

※各納期限は、月末日です(ただし12月は25日)。月末日が土・日・祝日の場合、金融機関の翌営業日となります。

▶▶▶ 何が変わるの？

納税通知書と納付書が変わります

納税通知書と納付書の送付方法

これまでは1枚の納税通知書に住民税、固定資産税、国民健康保険税の内容を記載し、納付書と合わせて送付していました。平成28年度からは税目ごとに納税通知書と納付書を送付します。

平成27年度までの送付物と送付時期

税目	送付物	送付時期
固定資産税 住民税 国民健康保険税	納税通知書1枚 + 納付書10枚	6月中旬

▼ 変更

平成28年度からの送付物と送付時期

税目	送付物	送付時期
固定資産税	納税通知書1枚 + 納付書4枚	4月中旬
住民税	納税通知書1枚 + 納付書4枚	6月中旬
国民健康保険税	納税通知書1枚 + 納付書9枚	7月中旬

※既に口座振替をされている人へは納税通知書のみ送付します。

※4月に送付していた固定資産税の課税明細書については、固定資産税の納税通知書と合わせて送付します。

わかりやすく
便利になります

1) 納税通知書の説明を充実させます。

平成28年度からは税目ごとに納税通知書を作成し、税金の計算方法や税額などをより詳しく記載します。

2) 口座振替がさらに便利になります。

これまでは全ての税目をひとつの口座から引き落としていました。平成28年度からは住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税をそれぞれ別の口座から引き落とすことができます。

Q1 納付回数が変わることで毎月の納付額はどう変わりますか？

A. これまでは全ての税目を年10回に分割して納付していただいていたため、毎月の納付額は一定になっていました。平成28年度からは税目や納付月によって納付額が異なります。口座振替をしている人は残高不足にならないようご注意ください。

平成27年度までの納付回数と納付月

【納付月別の納付額の例】（住民税 40,000 円・固定資産税 80,000 円・国民健康保険税 90,000 円の場合）

（単位：円）

税 目	納期 年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		住民税 固定資産税 国民健康保険税	210,000			1期 21,000	2期 21,000	3期 21,000	4期 21,000	5期 21,000	6期 21,000	7期 21,000	8期 21,000

▼ 変更

平成28年度からの納付回数と納付月

（単位：円）

税 目	納期 年税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
住民税	40,000			1期 10,000		2期 10,000		3期 10,000			4期 10,000		
固定資産税	80,000		1期 20,000		2期 20,000					3期 20,000		4期 20,000	
国民健康保険税	90,000				1期 10,000	2期 10,000	3期 10,000	4期 10,000	5期 10,000	6期 10,000	7期 10,000	8期 10,000	9期 10,000
合 計	210,000		20,000	10,000	30,000	20,000	10,000	20,000	10,000	30,000	20,000	30,000	10,000

※年税額を納期で除し、端数が生じた場合は第1期に加算します。

Q2 税目別に口座振替をしたいのですが、こういった手続きが必要ですか？

A. 口座振替依頼書の提出が必要です。税務課へお問い合わせください。

なお、既に口座振替をしている人で、これまでと同じ口座から引き落としをする場合は、手続きの必要はありません。

Q3 口座振替で1年分の税額をまとめて引き落としをすることはできますか？

A. できます。ただし、税目ごとの引き落としとなり、納付月は各税目の第1期となります。まとめた引き落としは税目ごとに選択できますので、税務課へお問い合わせください。

【各税目の一括引き落とし月】

固定資産税 5月

住民税 6月

国民健康保険税 7月